

ケア手帳2020



監修:公益社団法人日本介護福祉士会
編集:おはよう21編集部
発行:中央法規出版株式会社
A5判/272頁 定価1,540円(本体1,400円+税10%)

- この手帳の使い方
- 年間カレンダー
- 月間・週間カレンダー

主な内容

- 1 介護保険制度について
- 2 障害者の制度とサービス
- 3 アセスメントについて
- 4 医療知識・救急対応など
- 5 権利擁護・倫理綱領等について
- 6 手帳の活用法など

2019年10月発行

日本介護福祉士会監修による介護職向け専用手帳。余白を多く設けた書き込みやすいデザインを採用し、介護職に役立つ資料集で業務をサポート。サービス提供責任者から生活相談員、施設の介護職、在宅のヘルパーまで広く活用していただきたい介護職必携の一冊。

好みに合わせて変更可能です!

毎月の旬な「モノ・花・行事」情報を掲載!

月・週の動きを把握しやすいデザインに!

ページが水平に開いて書き込みやすい

訪問介護員(ヘルパー)ができる医療的ケアとは?

■医療行為(既に行なった)

医師や看護師などの医師許可有する者が「医」または「行為(医療行為)といふ」ことで、医師

法第17条により、医師でなければ、医療をしてはならないこと定められています。

医師や看護師などの医師許可有する者は、医

療行為を行うことはできません。しかし、障害者や

高齢者の介護の現場では、医療行為にまたがる行為

とそうでない行為の区別が複雑なため、判断に困

る事態がしばしば起きています。たとえば、通常

の細材、体温測定、血圧測定など、私たちが日常生活を送る上で当たり前に行なう行為は、医療行為に含まれるものと見做す傾向でした。

そこでこうした医療行為を避けるために、2005年(平成17)7月厚生労働省から提示された「医療行為基準17条・看護医療法第17条及び介護医療施設看護師法第31条の範例について」になると、「既に行なった医療行為ではない」とされ、介護職ができる事になりました。

1) 水銀体温計・電子体温計による体温測定

2) 自動血圧測定器による血圧測定

3) 新生児以外で脱脂油の不要者へのハリス

オキシメトロ装置(指先はさみ式、血中の酸素濃度測定を利用する測定器の使用)

4) 経皮切きり・擦り傷・やけど等について薬

門診の診察や技術を必要とする低い技能(汚物

で汚したガーゼの交換を含む)

5) 病院の通名(看護の施設を除く)

6) 退院の届け

7) 通院の届け

8) 一括化された内用箇内訳(舌下錠の使用も含

9) 前記の挿入

10) 検査機器の操作(検査の合併)

11) 切りやさしによるやすり(刃と刃間に

肉眼がある、かつ被服等の表面に伴う音

音的な管理が必要ない場合)

12) 血ブラシや歯楊枝などによる歯、口腔粘膜、唇に

付いた汚物の除去

13) 前記の挿入(耳介塞付の除去を除く)

14) ステマ装置の(1)脳に

またまつ掛ける物の装着

(ステマおよびその周

辺の部位が固定している

場合等、一般的な管理

が必要なない場合には、前に説明した(1)の

取り扱いも含む)

自己清潔の援助としてのカテーテルの準備、体位の保持

お望みのユニーク内部の床面吸引

おろし又は拭き、経鼻管營業

実験者

この制度は、医療の表示、看護師等との連携

の下において、介護保険料(1)、介護報酬(2)、

精神的ホームヘルパー(3)への算定、上記以外

の医療費等

の運営等で行われます。この制度は、

実施実績が少なかったため、実施実績が少

ない場合は、実施実績が少なかった方

で実施できること

また、介護のための看板や基礎知識

があるなどは専門的な知識を必要とするもの、医

療行為にまたがる場合があります。実施実績が少

ない場合は、看護師等が巡回した際の、カントリ

ジャーナなどに連絡とアドバイスの記録を取

うことがあります。

また、介護のための看板や基礎知識

があるなどは専門的な知識を必要とするもの、医

療行為にまたがる場合があります。実施実績が少

ない場合は、看護師等が巡回した際の、カントリ

ジャーナなどに連絡とアドバイスの記録を取

うことがあります。

また、介護のための看板や基礎知識

があるなどは専門的な知識を必要とするもの、医

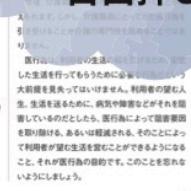
療行為にまたがる場合があります。実施実績が少

ない場合は、看護師等が巡回した際の、カントリ

ジャーナなどに連絡とアドバイスの記録を取

うことがあります。

ヘルパーができる
医療的ケアなど
便利な資料が
目白押し!



訪問介護員(ヘルパー)ができること・できないこと

■介護保険でできること

■介護保険外となるもの



訪問介護員(ヘルパー)ができないこと

■介護保険でできないこと

